

西脇市空き家バンク物件登録申請書

年 月 日

西脇市長 様

住 所

（ふりがな）

氏 名

西脇市空き家バンクに物件を登録したいので、西脇市空き家バンク運営規程第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、下記の事項について誓約・同意するとともに、申請内容に虚偽があったときは、物件登録を抹消されても異議ありません。

記

1 誓約事項

- (1) 登録希望物件に係る全ての所有者等が西脇市空き家バンク運営規程第4条第1号から第3号までに掲げる者に該当しないこと。
- (2) 登録希望物件が西脇市空き家バンク運営規程第7条第2項第1号から第5号までに掲げるものに該当しないこと。

2 同意事項

- (1) 上記の誓約事項の確認のため、関係機関等に照会を行うこと。
- (2) 登録希望物件の情報について、所有者等及び物件所在地が特定されない範囲において公表すること。
- (3) 登録希望物件に係る合鍵、資料等の提供に協力すること。
- (4) 登録希望物件の調査、交渉及び契約について、提携宅地建物取引業者に依頼し、登録希望物件の情報提供を行うこと。
- (5) 物件登録を承認されたときは、登録希望物件の調査を行った提携宅地建物取引業者と当該登録希望物件の売買又は賃貸借に係る媒介契約を締結すること。
- (6) 提携宅地建物取引業者による登録希望物件の調査、交渉及び契約の結果について、市長が提携宅地建物取引業者から報告を受けること。
- (7) 登録希望物件の調査結果によっては、登録内容が申請のとおり

（裏面に続く）

とならない場合や、登録を承認しない場合があること。特に、市街化調整区域に所在する物件については、法令により売却、賃貸及び買主による増改築等が困難な場合があること。

- (8) 売買又は賃貸借の契約が成立したときは、法令に基づく報酬の範囲内において、提携宅地建物取引業者に報酬を支払うこと。
- (9) 売却又は賃貸によって生じる所得については、物件登録申請者が責任を持って確定申告を行うこと。
- (10) 売買又は賃貸借に係る交渉及び契約については、市長は直接これに関与しないものとし、交渉及び契約において不利益又は損害を受けることがあっても、市長はその責任を負わないこと。

3 登録希望物件の内容

所在地	西脇市		
建築時期	年 月 頃		
申請者の連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
申請者以外の所有者等	氏名	性別	生年月日
	(ふりがな)		
	(ふりがな)		
契約希望条件	<input type="checkbox"/> 売却	円	
	<input type="checkbox"/> 賃貸	円 / 月	
登録希望物件に 附帯する物件 (敷地外)	<input type="checkbox"/> 畑 (所在地:) <input type="checkbox"/> 田 (所在地:) <input type="checkbox"/> その他 () (所在地:)		
	附帯物件も同時に契約を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
その他特記事項			

4 添付書類

物件登録申請者の本人確認書類の写し